

家計急変事由別の添付書類例

- 減収
 - ・申立書
 - ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
 - ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
 - ・家計急変後の所得見込証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は家計急変後の会社発行の給与明細(3ヶ月分)
 - ・(事業所得者の場合)急変後向こう1年間の事業所得見込証明書

- 失職
 - ・申立書
 - ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
 - ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
 - ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)
 - ・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

- 死別・離婚
 - ・申立書
 - ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
 - ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
 - ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

- 疾病
 - ・申立書
 - ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
 - ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
 - ・診断書又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
 - ・疾病に係る減収の場合は、家計急変後の会社発行の給与見込証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

- 被災
 - ・申立書
 - ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
 - ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
 - ・罹災証明書
※家計急変後の所得を確認する書類は原則不要です。

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。